

- 直近、注目が集まっている「SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド」について、組入銘柄及び今後のフィンテック分野の見通しをご紹介します。

【銘柄】SCSK (9719 東証1部)

(業種：情報・通信業 時価総額：5,990億円)

事業紹介

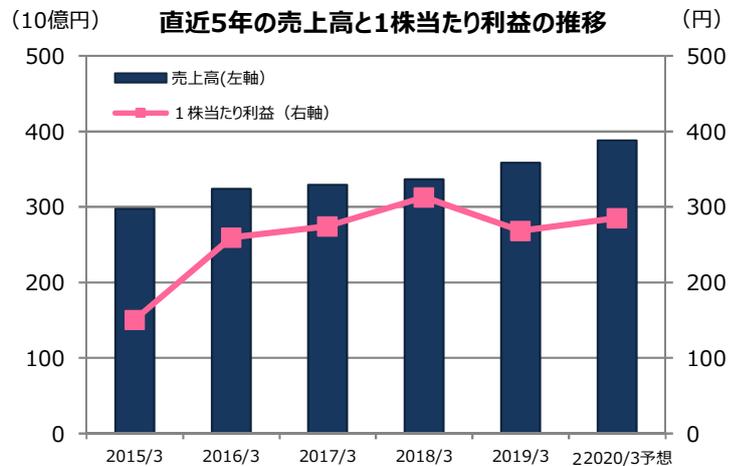
1968年設立のCSKと、1969年設立の住友情報システムが、2011年に合併し現在のSCSKに商号変更され、2019年度に50周年を迎えたITサービス大手です。製造・流通・金融・通信業を中心に、約8,000社にITサービスを提供しています。業務ノウハウや技術を強みに、合併以来7期連続で増収増益（営業利益ベース）しています。

- 同社は現在、事業構造の転換及び高収益成長をめざすため、「サービス提供型ビジネスへのシフト」や、車載システム事業などの「戦略的事業の推進」に取り組んでいます。
- DX※1への取り組みも強化しています。顧客の課題解決のために独自のアウトソーシングサービスを提供し、顧客と共にその解を見つけ、コア業務へのシフトを支援しています。
- 2020年3月期第2四半期の連結業績は、製造業顧客の堅調なIT投資需要などを背景に売上高は1,873億円（前期比+11.9%）、収益性の向上により営業利益は198億円（同+23.7%）となりました。

将来の新ビジネスへの準備も余念がありません。DX事業化や新たな事業創出をめざし、米国におけるIoT、Fintechを中心としたアクセラレータープログラムへの参画や、ベンチャーファンドへの出資などを行っています。

底堅いシステム刷新需要やサービス提供型ビジネスの拡大に伴う生産性向上などを背景に、今後も堅調な成長が期待されます。

※1 DX（Digital Transformation：デジタルトランスフォーメーション）とは、ITの浸透により、新しいビジネスモデルが生まれ、人々の暮らしがより良く変化することを意味します。



【出所】Bloombergより、SBIアセットマネジメント作成



【出所】Bloombergより、SBIアセットマネジメント作成
【データ期間】2014年11月20日～2019年11月20日まで

フィンテック分野の今後の見通しについて

今回は、中国でのフィンテック企業の状況についてご紹介したいと思います。中国は、キャッシュレス比率が60%※2まで進んだキャッシュレス社会というのは有名ですが、同国のフィンテック企業も世界で存在感を高めています。先日、オーストラリアのベンチャーキャピタルH2 VenturesとKPMGが選んだ2019年の「フィンテック企業100」が発表されました。イノベーションの推進と共に世界中で利用者を増やしている会社が上位に入っていますが、1位のAnt Financialを初め、トップ10に中国企業が3社も占めていました（3位JD Digits、6位Du Xiaoman Financial）。ここ数年、上位10社に中国企業が3～4社入る傾向が続いており、中国のフィンテック企業が決済や金融などへの重点的な取り組みによって規模を拡大していることの証左といえるでしょう。また、上位の中国企業は、小売や巨大ネット通販、保険からのスピンアウト企業という特徴があります。1位のAnt Financialは、2004年に業務を開始したアリババグループの金融子会社であり、世界有数のモバイルとオンライン決済のプラットフォームを提供しています。3位のJD Digitsは、中国eコマース大手JD.comの金融子会社として2013年に創業した会社で、ビッグデータやAI、ブロックチェーンなど新技術を活用した金融サービスを展開しています。

このように、中国では景気は減速傾向でも、世界有数の規模に成長したフィンテック企業が活躍しています。まだ未上場のユニコーン企業も多く、今後の動向に注目しています。

※2 出所：2018年4月経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

※組入銘柄紹介は、本ファンドのコンセプトをご理解頂くことのみを目的としており、銘柄の企業が発行する有価証券等の売買を推奨するものではありません。また、本ファンドの将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

* 後掲の「本資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

投資リスク

(基準価額の変動要因)

本ファンドは、株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**

信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

(主な変動要因)

<価格変動リスク>

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

<特定業種やテーマ銘柄へ投資が集中するリスク>

本ファンドは、特定の業種・テーマに絞った株式への投資を行います。したがって、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。また、幅広い業種の株式に分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる場合があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

<為替変動リスク>

外貨建資産へ投資する場合には、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

<信用リスク>

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

<流動性リスク>

株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

<カントリーリスク>

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることがあります。特に新興国市場への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があり、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

<デリバティブ（派生商品）に関する留意点>

本ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

(その他の留意点)

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

(リスクの管理体制)

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。 なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2027年4月26日まで（設定日：2017年4月27日） 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜：3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.8018% (税抜：年1.638%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
その他の費用 および手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係人

委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用指図を行います。）

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第311号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社：株式会社りそな銀行（ファンド財産の保管・管理等を行います。）

販売会社：※最終頁をご参照ください（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

本資料のお取扱いについてのご注意

- ・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- ・本資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- ・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- ・お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	○	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第140号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第61号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第152号	○			
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第52号	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第164号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第175号	○			
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○	○

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。